

「医療費指数反映係数」等について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の規定に基づき、医療費指数反映係数等を次のとおり定めました。

根拠条文		名称	知事が定める数等
算定政令	納付金条例		
第9条第3項	第4条	医療費指数反映係数 (α)	1
第9条第5項	第6条 附則第2項	一般納付金所得係数 (医療分 β)	0.8027351341274
第9条第8項	(納付金等省令第10条)	一般納付金基礎額調整係数 (医療分 γ)	1.0527683198201
第9条第9項	第9条	一般納付金被保険者均等割指数 (医療分均等割指数)	0.7
第10条第3項	第10条 附則第2項	後期高齢者支援金等納付金所得係数 (後期高齢者支援金 β)	0.8108791915026
第10条第6項	(納付金等省令第16条)	後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 (後期高齢者支援金 γ)	0.999999982012
第10条第7項	第13条	後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 (後期高齢者支援金均等割指数)	0.7
第11条第3項	第14条 附則第2項	介護納付金納付金所得係数 (介護納付金 β)	0.8325926164482
第11条第6項	(納付金等省令第25条)	介護納付金納付金基礎額調整係数 (介護納付金 γ)	0.999999994923
第11条第7項	第17条	介護納付金納付金被保険者均等割指数 (介護納付金均等割指数)	0.7

○算定政令 : 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）

○納付金条例 : 青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年12月青森県条例第35号）

○納付金等省令 : 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）

「区域内市町村群」等について

青森県では、レセプト（診療報酬明細書）1件当たり80万円超の高額医療費については、全市町村において被保険者数で按分する方法により共同負担することとしていることから、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の規定に基づき、区域内市町村群等を次のとおり定めました。

根拠条文		名称等	知事が定める区域等
算定政令	納付金条例		
第9条第4項	第5条第2項	区域内市町村群	県内の全市町村によって構成される区域
第13条第1号	—	算定政令第13条第1号イ又はロに掲げる額のうち都道府県が定めるいずれかの額	算定政令第13条第1号ロに掲げる額（零）
第13条第2号	—	算定政令第13条第2号イ又はロに掲げる額のうち都道府県が定めるいずれかの額	算定政令第13条第2号ロに掲げる額（零）

○算定政令 : 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）

○納付金条例 : 青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年12月青森県条例第35号）